

物価高騰対応白馬村小規模水道施設維持管理補助金交付要綱をここに公布する。

令和8年7月16日

白馬村長 丸 山 俊 郎

白馬村告示第58号

物価高騰対応白馬村小規模水道施設維持管理補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー価格及び物価の高騰により、小規模水道施設を維持管理する者の負担が増大していることに鑑み、予算の範囲内において物価高騰対応小規模水道施設維持管理補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより生活に必要な飲料水の安定供給及び住民の生活環境の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「小規模水道施設」とは、白馬村上水道区域外で導管その他工作物により水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体であつて、水道法（昭和32年法律第177号）の適用を受けない水道施設（飲料水供給施設、簡易給水施設、準簡易専用水道、その他これらに準ずる施設）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、村内において、現に小規模水道施設を管理及び運営する住民組織、水利組合又

はこれらに準ずる団体若しくは個人とする。

- 2 前項に規定する個人の補助対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本村の住民基本台帳に記録されているものであって、当該小規模水道施設を利用し居住しているものに限る。
- 3 前2項の規定にかかわらず、その他村長が不相当と認める場合は、補助金の交付の対象としない。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、白馬村が実施する水道事業における物価高騰対応に係る水道料金の減免支援（以下「水道減免支援」という。）との権衡を考慮し、令和8年度物価高騰対応の水道減免支援において減免の対象となる期間における水道事業の基本料金（メーター口径13ミリメートルに係る額。以下「基準免除額」という。）に準ずる額として次の各号に定める額とする。

- (1) 団体 基準免除額に、当該団体を構成する戸数を乗じた額
- (2) 個人 基準免除額に相当する額

- 2 前項第1号の戸数は、令和8年4月1日現在における、当該小規模水道施設を共同利用している住宅の戸数とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（補助対象者が団体である場合はその代表者。以下「申請者」という。）は、物価高騰対応白馬村小規模水道施設維持管理補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 小規模水道施設利用戸数名簿兼同意書（戸数が確認でき、補助金の要件審査に同意するもの）（様式第2号）
- (2) 振込先口座が確認できる書類の写し

（交付決定及び補助金の交付）

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付を決定し、物価高騰対応白馬村小規模水

道施設維持管理補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第7条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた時

(2) この要綱の条件に違反したとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号(第 5 条関係)

物価高騰対応白馬村小規模水道施設維持管理補助金交付申請書兼請求書

白馬村長宛 年 月 日

団体名等
住 所
申請者 氏 名 印
電 話

令和 8 年度物価高騰対応白馬村小規模水道施設維持管理補助金の交付を受けたいので、物価高騰対応白馬村小規模水道施設維持管理補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請ならびに請求します。

記

- 1 補助事業の申請区分（いずれかにチェックをしてください）
- ☐ 団体（住民組織、水利組合等）
- ☐ 個人（単独使用）
- 2 小規模水道施設の利用状況等
- ・ 令和 8 年 4 月 1 日現在の共同利用戸数 _____戸
- 3 振込先口座情報

振込先口座	金融機関及び支店名	
	口座種別	
	口座番号	
	ふりがな 口座名義	

- 4 添付書類
- (1) 小規模水道施設利用戸数名簿兼同意書（様式第 2 号第 5 条関係）
- (2) 振込先口座の通帳の写し（見開き等口座名義・番号のわかるもの）

様式第2号(第5条関係)

小規模水道施設利用戸数名簿兼同意書

物価高騰対応白馬村小規模水道施設維持管理補助金交付に関する要件審査に同意します。

番号	住 所	氏 名	印	番号	住 所	氏 名	印
1				21			
2				22			
3				23			
4				24			
5				25			
6				26			
7				27			
8				28			
9				29			
10				30			
11				31			
12				32			
13				33			
14				34			
15				35			
16				36			
17				37			
18				38			
19				39			
20				40			

様式第3号(第6条関係)

白水第 号
年 月 日

様

白馬村長 丸 山 俊 郎

物価高騰対応白馬村小規模水道施設維持管理補助金交付決定通知書

令和8年 月 日付けで申請のあった物価高騰対応白馬村小規模水道施設維持管理補助金について、その内容を審査した結果、適当と認められるので、同要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 交付決定額 金 円
2. 算定基礎
 - (1) 基準免除額(水道事業のメータ口径13ミリの基本料金) : 1,830 円
 - (2) 算定戸数 : _____戸(個人の場合は1戸)* 算定式 : (1) × (2) = 交付決定額
3. 交付(振込)予定時期
令和8年 月 日頃、申請のあった口座へ振り込みます。
4. 交付の条件
 - (1) 補助金は、小規模水道施設の適切な維持管理(電気代、薬品代、修繕費等)を目的とする。
 - (2) 申請内容に偽りその他不正が判明したときは、要綱第7条の規定に基づき、交付決定を取消し、補助金の返還を命ずることがある。